

法定外公共物改修等補助金

法定外公共物改修等補助金とは・・・

自治会が機能管理している法定外公共物(法定外道路・水路等)の機能回復工事等に対し、予算の範囲内で交付する補助金です。

対象となる工事

■ 法定外道路

- (1) 不陸整正※
- (2) 舗装・法面及び排水路の改修及び修繕

※補足材を使いながら地面のくぼみや穴を埋めたり、丘を作成したりして、路盤面を整えていくこと。

■ 法定外水路

- (1) しゅんせつ
- (2) 改修及び修繕

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)、50万円を上限とします。

補助対象経費・・・業者請負経費、自治会施工における原材料費及び機械借上料

※補助対象経費が10万円未満の場合は対象外です。

交付までの流れ

■ 事前相談

持参いただきたいもの:修繕箇所がわかる位置図、現況写真、見積り

※補助金の対象となる箇所か、当年度予算で対応できるか等確認します。

原則、事業実施の
前年度9月まで

■ 法定外公共物工作物設置等許可申請(建設監理課)

※申請～許可までに2週間程度かかります。

(通行規制をする場合は3週間程度)

事業実施年度
4月以降

■ 補助金交付申請(道路河川課)

提出物 ①交付申請書 ②事業計画書 ③位置図 ④収支予算書
(1部) ⑤見積書 ⑥現況写真 ⑦法定外公共物設置等許可書の写し

※着工の1か月前までに申請してください。

- 交付決定 交付決定通知書を郵送します。



- 工事 着工前・中・後の写真を撮っておいてください。



- 実績報告

提出物 ①実績報告書 ②収支決算書 ③領収書の写し
(1部) ④工事状況写真(着工前・中・後) ⑤工事完了届



- 道路河川課職員による完了検査



- 交付額確定 交付確定通知書を郵送します。



- 交付請求(3月31日までに)

提出物(1部) ①交付請求書
②通帳の写し(口座名義、口座番号がわかるもの)



- 補助金の交付

3月31日まで

注意事項

- ・補助対象者は自治会です。自治会から申請してください。
- ・改修にかかった経費の全額を自治会から業者等へ支払っていただいた後、市から自治会へ補助金を交付します。
- ・9月までに見積をご持参のうえご相談いただき、翌年度以降に実施が基本的な流れです。9月以降のご相談分については、翌年度の補助金では対応できない場合があります。
- ・補助金の交付決定前に着手された工事は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。
- ・交付決定後に金額等内容の変更があった場合、変更交付申請が必要となります。すみやかに道路河川課 管理調整係までご連絡ください。
- ・1度補助金を受けられると、翌年度から起算して3年間のご利用いただけません。

例) 令和7年度に補助金をご利用いただいた場合、次回ご利用いただけるのは令和11年度です。

問い合わせ先

- 法定外公共物改修等補助金に関すること

道路河川課 管理調整係 (0749-65-6532)
北部建設課 監理係 (0749-82-5904)

- 法定外公共物工作物設置等申請に関すること

建設監理課 監理係 (0749-65-6534)

長浜市ホームページ

